新しい国土計画のあるべき姿に関する検討結果とりまとめ(要旨)

新たな国土・広域計画研究会 (事務局:一般財団法人国土計画協会)

I 検討の趣旨

国土計画は、国土形成(国土づくり)の将来ビジョンを取組主体で共有し、一体となって取組みを 進めるために必要であるという基本認識のもと、2023年に策定された第三次国土形成計画を含め、 これまでの国土計画の評価を行うとともに、新しい国土計画のあるべき姿について検討した。

Ⅱ これまでの国土計画の評価と課題

- 1 これまでの国土計画の評価
 - ・地域間所得格差の縮小、製造業の地方分散、幹線交通網整備と交流可能圏拡大などに一定の成果
 - ・国土の将来像(均衡ある国土の発展等)、空間計画に関わる概念(圏域構想等)の提示や、新しい概念(「定住」「交流」「新たな公」等)の提示による具体的施策への展開
- 2 これまでの国土計画の課題点
 - ・国土計画の(国民への)訴求性、(国に府省・自治体への)指針性、実効性
 - ・国土計画の独自性の発揮
 - ・国土に関する課題の解決のために国土計画が対応できていない点があること(東京一極集中等)

Ⅲ 新しい国土計画のあるべき姿

上記の課題に対応するため、まず、下記1において、国土計画が本来的に果たすべき役割を再考して、国土計画の位置づけ・対象・性格の明確化、独自性の発揮など、これからの国土計画の策定にあたって基本とすべき考え方・方向性について示す。加えて、下記2~5において、計画内容、計画論等について示す。これらが相まって、国土計画の訴求性等の向上など、上記の課題への対応が図られると考える。

1 新しい国土計画のあり方

(1) 国土計画の位置づけ・対象・性格の明確化

- ・国土計画は、国民・地域・自治体・国が取り組むべき内容を盛り込んだ地域づくり・国土づくり のための総合的計画としての位置づけを明確化する必要がある。
- ・国土計画の対象は、国・自治体・地域・国民であることを明確化し(特に国土づくりの取組主体 として国民・地域を国土計画に明確に位置づける)、国土計画の及ぼす効力は上記各対象により 異なることから国土計画の記載も各対象に分けて明確に記載する必要がある。
- ・国土計画は、将来ビジョンを掲げ、ビジョン達成のため各主体の取組みを促す誘導的性格を有する計画であることから、将来ビジョンをより訴求性等のあるものにする必要がある。

(2) 国の他の計画との差別化による国土計画の独自性の発揮

- ・ 先見性・ 革新性の機能の充実 (新たな視点や新たな概念の提示)
- ・長期計画としての機能の充実(縮減社会への本格的政策対応を含む)
- ・総合計画としての機能の充実
- ・空間計画としての機能の充実

(3) 国土計画の構成の原則の明確化、記載内容の明確化

・計画の構成としては、「現状把握」「将来予測と想定される課題の抽出」「目標としての国土の将来 ビジョンと課題を解決するための構想」「ビジョン・構想を実現するための施策・取組みの指針」 とする 等

2 新しい国土計画の具体的内容

- (1) 計画内容に関する新たな視点や新たな概念(新たな問題の発見・掘り起こしを含む)
 - i) 国土計画の位置づけ・性格や対象の明確化に対応した計画内容
 - ○人(国民)に着目した国土計画
 - ○行政の活動範囲・責任範囲、官民の役割分担の見直し、自己選択の拡大
 - ○国民による主体的な国土づくり・地域づくりを促進する国土計画
 - ○地域による主体的な地域づくりを促進する国土計画 等
 - ii)長期計画・空間計画としての機能の充実:縮減社会への本格的政策対応等
 - ○縮減社会における国土計画・国土管理
 - ①「国土の均衡ある発展」の基本理念にかわる「地域の住民の生活の維持」の基本理念の確立 及び推進方策の提示(「ローカル・ミニマム」の設定とその確保方策)
 - ②縮小のデザイン、コントロールによる撤退戦略・資源利用策
 - ③縮減社会を前向き・肯定的に捉える計画への転換等
 - ○「地域」「地域組織」の国土計画への位置づけ等による地域における課題の解決策の提示
 - ○空間計画として国土計画の独自性を発揮するための総合調整機能の充実
 - ○国土の持続可能性の維持方策(土地管理)
 - ○生活サービス機能確保のための新たな地域整備戦略
 - ○成長の核やイノベーションの現場となる新たな地域整備戦略 等

iii) その他

- ○自然資本
- ○新たな空間計画の検討 等
- (2) 国土に関する課題に対する新たな方策の方向性や政策の選択肢
 - ○東京一極集中是正 (リスクへの対応)、分散型ネットワーク構造実現
 - ○人口減少幅を抑制する政策 等
- 3 新しい国土計画の計画論
- (1) 国民(地域組織を含む)への訴求性の向上
 - ○国土づくりの取組主体として国民・地域を国土計画に明確に位置づけ
 - ○国民参画型の国土計画
 - ○フューチャーデザイン手法の導入検討 等
- (2) (国の府省・自治体への) 指針性の向上、実効性の向上等
 - ○策定における的確な実態把握、着実な実施のための実効性確保措置(フォローアップ等) 等

4 広域地方計画

広域地方計画の必要性・機能を向上させるための方策の検討

5 今後の更なる検討の必要性